事務連絡

令和4年5月27日

障害福祉サービス事業者等

管理者　各位

香川県健康福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引きについて

平素より、障害保健福祉行政の推進につき、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和３年度報酬改定に伴う基準省令の改正により、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止に関する取組みや業務継続計画の策定等が義務化されたことに伴い、各障害福祉サービス事業所等におかれましては、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」や「新型コロナウイルス感染症の業務継続ガイドライン」を参考に、感染対策や業務継続計画の策定等に取組んでいただいているところと存じます。

さらに、今般、同様に策定することが義務付けられている、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針を作成する際に参考となる手引き（作成主体：ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研株式会社）の作成について厚生労働省から周知がありましたのでお知らせします。

なお、令和３年11 月～12 月に実施いたしました令和３年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査においては、調査に御協力いただいた事業所等（1,824 事業所等）のうち50.4％の施設において既に「感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成している」との回答があったとのことです。

当該指針の作成がまだの各障害福祉サービス事業所等におかれましては、令和６年４月からの義務化に向けて指針の作成をお願い申し上げます。

【掲載場所】

・障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15758.html

・障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果（令和３年度調査）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000178195\_00005.html

【担当】

香川県健康福祉部障害福祉課

〒760-8570　高松市番町四丁目1番10号

TEL： （087）832-3293（施設福祉・就労支援G）

（087）832-3292（地域生活支援G）